

水質汚濁防止法が平成 23 年 4 月 1 日に改正されました

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則が創設されました。
- 排出水の汚染状態の測定回数が規定されました。

※ これまで、排出基準違反については罰則がありましたが、未記録・虚偽の記録に対する罰則はありませんでした。また、排出水の汚染状態の測定は義務付けられていましたが、測定回数について基準はありませんでした。

○排出水の汚染状態の測定回数

- ・ 特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置（使用・変更）届により知事に届け出た項目については **1年に1回以上**

（旅館業（温泉を利用するもの）は、一部の項目*について **3年に1回以上**）

*一部の項目：砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量

- ・ その他の項目については **必要に応じて**

○測定のための試料は、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取する。

○測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに3年間保存する（計量証明事業所が発行した証明書でも可。）。

2 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合の、応急措置の実施及び地方自治体への届出の義務付けの範囲（対象となる汚水の種類*¹及び事業者の範囲*²）が拡大されました。

*1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質（指定物質）を追加。

*2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害物質や指定物質を取り扱う事業者（指定事業場）を追加。

○次の事故が生じた場合で、人の健康又は生活環境に係る被害の恐れがあるときは、さらなる流出防止のための応急措置を実施するとともに、事故の状況・応急措置の概要を知事へ届け出なければなりません。（下線部が今回拡大された部分）

- ・ 特定事業場から、有害物質を含む水が流出・地下浸透、若しくは排水基準を超過するおそれのある水が流出
- ・ 指定事業場から、有害物質又は指定物質を含む水が流出・地下浸透
（詳細は裏面をご覧ください。）
- ・ 貯油事業場から、油を含む水が流出・地下浸透

3 事業者による自主的な公害防止の取組の推進

- 水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定が創設されました。
 - ・ 事業活動に伴う汚水・廃液の排出状況の把握
 - ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

【施行期日】平成 23 年 4 月 1 日から施行。ただし、3については、平成 22 年 8 月 10 日から施行。

■「指定事業場」「指定施設」とは

有害物質を貯蔵・使用する施設、又は指定物質（下記2）を製造・貯蔵・使用・処理する施設を「指定施設」といい、指定施設を設置する工場又は事業場を「指定事業場」といいます。
（平成23年4月1日から施行）

1 有害物質

1	カドミウム及びその化合物	13	1,2-ジクロロエタン
2	シアン化合物	14	1,1-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	15	シス-1,2-ジクロロエチレン
4	鉛及びその化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
6	砒素及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
8	ポリ塩化ビフェニル	20	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
9	トリクロロエチレン	21	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
10	テトラクロロエチレン	22	ベンゼン
11	ジクロロメタン	23	セレン及びその化合物
12	四塩化炭素	24	ほう素及びその化合物
		25	ふっ素及びその化合物
		26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

2 指定物質（今回新たに指定されました。）

1	ホルムアルデヒド	33	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又は BPMC）
2	ヒドラジン	34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド（別名プロピザミド）
3	ヒドロキシルアミン	35	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又は TPN）
4	過酸化水素	36	チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)（別名フェニトロチオン又は MEP）
5	塩化水素	37	チオリン酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又は IBP）
6	水酸化ナトリウム	38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
7	アクリロニトリル	39	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)（別名ダイアジノン）
8	水酸化カリウム	40	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)（別名イソキサチオン）
9	塩化ビニルモノマー	41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロロニトロフェン又は CNP）
10	アクリルアミド	42	チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)（別名クロルピリホス）
11	アクリル酸	43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
12	次亜塩素酸ナトリウム	44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
13	二硫化炭素	45	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
14	酢酸エチル	46	臭素
15	メチル-t-ブチルエーテル（別名 MTBE）	47	アルミニウム及びその化合物
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	48	ニッケル及びその化合物
17	硫酸	49	モリブデン及びその化合物
18	ホスゲン	50	アンチモン及びその化合物
19	1,2-ジクロロプロパン	51	塩素酸及びその塩
20	クロルスルホン酸	52	臭素酸及びその塩
21	塩化チオニル		
22	クロロホルム		
23	硫酸ジメチル		
24	クロルピクリン		
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又は DDVP）		
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又は ESP）		
27	1,4-ジオキサン		
28	トルエン		
29	エピクロロヒドリン		
30	スチレン		
31	キシレン		
32	p-ジクロロベンゼン		

■お問い合わせ先

最寄りの県地方事務所環境課、又は県庁環境部水大気環境課までお問い合わせください。

☎026-235-7162 ✉mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/mizutaiki/kashokai.htm>